

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ホットリンク			コード	3680
提出日	2021/3/8	異動（予定）日	2021/3/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	安宅 和人	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	松田 清人	社外取締役	○													○		有
3	椎名 茂	社外取締役	○													○	新任	有
4	山岡 篤実	社外監査役	○													○		有
5	福島 淳二	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
6	荒竹 純一	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	安宅和人氏は、ヤフー株式会社のチーフストラテジオフィサーです。当社とヤフー株式会社との取引関係については、当社よりSNS分析ツールの販売に関する取引関係がありましたが、2019年4月に終了しております。	安宅和人氏は、IT企業の経営戦略全般及び特にビッグデータのビジネス化に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、過去1年以内において、当社とヤフー株式会社の取引関係はなく、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
2	—	松田清人氏は、銀行・証券・投資会社における豊富な経験を有するとともに、今後当社が成長する上で必要となる資金調達、M&A、グループ会社ガバナンス等の幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
3	—	椎名茂氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として事業のスケールアップ・グローバル展開フェーズにおけるマネジメント・事業戦略・ガバナンス・M&A・資金調達に関する豊富な知見を有していることから当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
4	—	山岡篤実氏は、弁護士としての専門的な知見を有しており、企業法務に関する高い見識から、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるものと判断し、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
5	—	福島淳二氏は、財務や会計に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また、過去1年以上前に当社の親会社（株式会社オプト、現：株式会社デジタルホールディングス）の従業員として所属していましたが、現在は株式会社オプトは親会社ではなく、かつ福島淳二監査役は株式会社オプトを退職しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。
6	—	荒竹純一氏は、弁護士としての専門的な知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を受けることができるため、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断して独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。